

厚生環境常任委員会関係

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																	
（一般的基準） 第 3 条 一略一	（一般的基準） 第 3 条 一略一 <u>（虐待等の禁止）</u> 第 3 条の 2 職員は、園児に対し、法第 27 条の 2 <u>第 1 項各号に掲げる行為その他園児の心身に有</u> <u>害な影響を与える行為をしてはならない。</u>																	
（児童福祉施設基準条例の準用） 第 9 条 児童福祉施設基準条例第 3 条から第 5 条 まで、第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 7 条、第 9 条、第 11 条、<u>第 12 条</u>、第 16 条、第 17 条 並びに第 33 条第 1 項（第 6 号に係る部分に限 る。）の規定は、幼保連携型認定こども園につ いて準用する。この場合において、次の表の左 欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td colspan="3">一略一</td></tr><tr><td rowspan="2">第 12 条</td><td>入所中の児童</td><td>園児</td></tr><tr><td>当該児童</td><td>当該園児</td></tr><tr><td colspan="3">一略一</td></tr></table>	一略一			第 12 条	入所中の児童	園児	当該児童	当該園児	一略一			（児童福祉施設基準条例の準用） 第 9 条 児童福祉施設基準条例第 3 条から第 5 条 まで、第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 16 条、第 17 条並びに第 33 条第 1 項（第 6 号に係る部分に限る。）の規 定は、幼保連携型認定こども園について準用す る。この場合において、次の表の左欄に掲げる 児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 に読み替えるものとする。 <table><tr><td colspan="3">一略一</td></tr><tr><td colspan="3">一略一</td></tr></table>	一略一			一略一		
一略一																		
第 12 条	入所中の児童	園児																
	当該児童	当該園児																
一略一																		
一略一																		
一略一																		

議第 167 号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（職員）	（職員）
第23条 一略—	第23条 一略—
2 前項の家庭支援専門相談員は、 <u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u> 、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	2 前項の家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
3～7 一略—	3～7 一略—
（乳児院の長の資格等）	（乳児院の長の資格等）
第25条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修（規則で定めるものに限る。）を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	第25条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修（規則で定めるものに限る。）を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
（1）及び（2） 一略—	（1）及び（2） 一略—
	（3） <u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</u>
（3） 一略—	（4） 一略—
（4） <u>前3号</u> に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの	（5） <u>前各号</u> に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの
2 一略—	2 一略—
（母子生活支援施設の長の資格等）	（母子生活支援施設の長の資格等）
第29条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修（規則で定めるものに限る。）を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	第29条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修（規則で定めるものに限る。）を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 一略一	(1)及び(2) 一略一
(3) 一略一	(3) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u>
(4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるもの	(4) 一略一
2 一略一 (母子支援員の資格)	(5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるもの 2 一略一 (母子支援員の資格)
第30条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(4) 一略一	第30条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(4) 一略一
(5) 一略一 (職員)	(5) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (6) 一略一 (職員)
第39条 一略一	第39条 一略一
2 前項の家庭支援専門相談員は、 <u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u> 、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	2 前項の家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
3～6 一略一 (児童養護施設の長の資格等)	3～6 一略一 (児童養護施設の長の資格等)
第40条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修（規則で定めるものに限る。）を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)及び(2) 一略一	第40条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修（規則で定めるものに限る。）を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)及び(2) 一略一
(3) 一略一	(3) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u>
(4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるもの	(4) 一略一
2 一略一 (児童指導員の資格)	(5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるもの 2 一略一 (児童指導員の資格)
第41条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) 一略一	第41条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) 一略一
	(4) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u>

(4)～(10) 一略—
(職員)

第58条 一略—

2 及び 3 一略—

4 第1項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 一略—

(児童心理治療施設の長の資格等)

第59条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修(規則で定めるものに限る。)を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 一略—

(3) 一略—

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの

2 一略—

(職員)

第62条 一略—

2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～6 一略—

(児童自立支援施設の長の資格等)

第63条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修(規則で定めるものに限る。)又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 一略—

(5)～(11) 一略—
(職員)

第58条 一略—

2 及び 3 一略—

4 第1項の家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 一略—

(児童心理治療施設の長の資格等)

第59条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修(規則で定めるものに限る。)を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 一略—

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) 一略—

(5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの

2 一略—

(職員)

第62条 一略—

2 前項の家庭支援専門相談員は、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～6 一略—

(児童自立支援施設の長の資格等)

第63条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修(規則で定めるものに限る。)又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 一略—

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を

(3) 一略—
(4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるもの

2 一略—

(児童自立支援専門員の資格)

第64条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)及び(2) 一略—

(3)～(8) 一略—

(児童生活支援員の資格)

第65条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)及び(2) 一略—

(3) 一略—

(職員)

第71条 一略—

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 一略—

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

3及び4 一略—

有する者

(4) 一略—

(5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるもの

2 一略—

(児童自立支援専門員の資格)

第64条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)及び(2) 一略—

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5)～(10) 一略—

(児童生活支援員の資格)

第65条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)及び(2) 一略—

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) 一略—

(職員)

第71条 一略—

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 一略—

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

3及び4 一略—

山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（児童指導員の資格）	（児童指導員の資格）
第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。	第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
（1）～（3） 一略一	（1）～（3） 一略一
	（4） <u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u>
<u>（4）～（10）</u> 一略一	<u>（5）～（11）</u> 一略一

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
（虐待等の禁止） 第14条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2 一略一	（虐待等の禁止） 第14条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2 一略一